4　法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法により送信する場合におけるその送信に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6　法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該事業者は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等）

第二十三条の三　法第四十六条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二　電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

三　その他参考となるべき事項

2　法第四十六条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3　法第四十六条の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二　法第四十六条の三第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

三　法第四十六条の三第一項の規定の適用をやめようとする理由

四　その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の八条を加える。

（適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等）

第二十六条の二　法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　申請者が特定国外事業者（法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。）である場合には、その旨並びに税務代理人（同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三　申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。）の所在地

四　その他参考となるべき事項

2　法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨

三　その他参考となるべき事項

4　法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二　死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号

三　当該個人事業者が死亡した年月日

四　その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三　令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）

二　その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四　令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

一　事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間

二　法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間

三　法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた法第二条第一項第六号に規定する分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五　令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2　令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。